

京都府警察本部等組織規則の一部改正に伴う経過措置に関する訓令

〔制定 昭和36.9.22 京都府警察本部訓令第17号〕

京都府警察本部等組織規則の一部を改正する規則（昭和36年京都府公安委員会規則第4号）施行の際、現に次の表の左欄に掲げる課に勤務を命ぜられている職員は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ右欄に掲げる課に勤務を命ぜられたものとする。

警 備 第 二 課	外 事 課
警 備 第 三 課	警 備 第 二 課

附 則

この訓令は、昭和36年10月1日から施行する。